2　前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

［二　略］

三　前項の基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［四～六　略］

［3・4　略］

5　第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二　第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［三～五　略］

6　第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二　第一項の基地局等からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

2　［同上］

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

［二　同上］

三　前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［四～六　同上］

［3・4　同上］

5　［同上］

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二　第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

［三～五　同上］

6　［同上］

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二　第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。